(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北九州市八幡東区春の町五丁目十三番一から同市八幡西区穴生三丁目一番九まで	前	BA 一八・〇〇～一八・一〇〇 五九・八〇メートル	
	後	BA 一八・〇〇～一八・一〇〇 五九・八〇～二七九・五〇 五・八二〇キロメートル 三・九〇四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号　北九州市八幡東区西本町三丁目一番一から同市八幡東区大字前田字陣山二〇一四番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十八日

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山鹿市鹿北町芋生字東釘花四一〇五番二から同市鹿北町芋生字東釘花四一〇五番五まで	前	一〇・七六～一七・八二メートル
	後	一〇・七六～一九・二五 〇・〇一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三号　福岡県八女郡広川町大字新代字下芝原二三七二番一から同町大字新代字下芝原二三七三番一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

〃　山鹿市鹿北町芋生字東釘花四一〇五番二から同市鹿北町芋生字東釘花四一〇五番五まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二百二号　糸島市二丈福井字仲田五四六二番二地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十八日

○九州地方整備局告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類及び路線名　道路の位置　縦覧場所

一般国道　五十七号　熊本県阿蘇市波野大字波野地先から同市一の宮町坂梨地先まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　阿蘇市長　佐藤　義興

住所　熊本県阿蘇市一の宮町宮地五〇四番地一

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道五十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道五十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十四年九月六日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第九十八号

北海道開発局及びＴＦＩ株式会社間において、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名及び位置　二百三十号　札幌市中央区北一条西四丁目一番一から同市中央区北一条西六丁目一番

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＴＦＩ株式会社　代表取締役　中木　文行

住所　東京都千代田区有楽町二丁目七番一号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

北一条地下駐車場の運営及び維持管理

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○北海道開発局告示第九十九号

平成十一年建設省告示第千六百四十八号（北一条地下駐車場に関する兼用工作物管理協定）は、廃止する。

平成二十四年九月二十八日

北海道開発局長　関　博之

附　則

この告示は、平成二十四年九月三十日に施行する。

○北海道開発局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十八日

北海道開発局長　関　博之

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号及び二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
旭川市神居町神居古潭国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二八九林班に小班地内	前	五六・七八～七四・〇七メートル
	後	五七・三三～七四・五八 〇・一五三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部